

福井県報

第 353 号
令和 7 年
6 月 1 0 日(火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(42・DX推進課)……………1

告 示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(312・長寿福祉課)……………2
- 浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深および継続時間の指定ならびに関係図面の閲覧(313・河川課)……………2

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(2件・商業・市場開拓課)……………9
- 農地を利用する権利の設定の裁定(中山間農業・畜産課)……………10
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(3件・森づくり課)……………10
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………11
- 土地改良区の役員の就任(同)……………11
- 港湾法の規定による臨港地区の指定に係る関係図書の縦覧(港湾空港課)……………12
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(会計課)……………12
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(同)……………14

選挙管理委員会告示

※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(75)……………16

監査委員告示

○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(11)……………17

公安委員会告示

○少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域ごとの氏名および連絡先(55・人身安全・少年課)……………17

規 則

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第42号

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年福井県条例第10号)附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、令和7年6月16日とする。

告 示

福井県告示第312号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
福井リハビリテーション病院介護医療院
- 2 事業所の所在地
福井市南橋原町20字大畑2番地
- 3 事業者の名称
医療法人穂仁会
- 4 登録年月日
令和7年6月1日
- 5 サービスの種類
介護医療院
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
経鼻経管栄養
- 7 登録番号
181110349

福井県告示第313号

水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第14条第2項および水防法施行規則（平成12年建設省令第44号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深および浸水の継続時間について、法第14条第4項および規則第3条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

○県指定洪水浸水想定区域一覧（R7.6.10時点）

水系名	河川名	区間	関係図面が閲覧 できる場所		浸水区域・浸水深		浸水継続時間	指定年月日
			県庁	土木事務所	想定最大規模	計画規模		
九頭竜川	九頭竜川	下荒井橋から下流国土交通大臣管理区域まで	河川課	福井、奥越	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	九頭竜川	上流国土交通大臣管理区域から富田堰堤まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	竹田川	坂井市丸岡町川上(北陸自動車道)から九頭竜川合流点まで	河川課	三国	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	竹田川	龍ヶ鼻ダム下流端から坂井市丸岡町川上(北陸自動車道)まで	河川課	三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	兵庫川	今井橋から竹田川合流点まで	河川課	三国	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	高間川	県管理区域上流端から竹田川合流点まで	河川課	三国	○		○	令和7年6月10日
九頭竜川	熊坂川	県管理区域上流端から竹田川合流点まで	河川課	三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	下金屋川	県管理区域上流端から熊坂川合流点まで	河川課	三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	権世川	県管理区域上流端から竹田川合流点まで	河川課	三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	田島川	県管理区域上流端から竹田川合流点まで	河川課	三国	○		○	令和7年6月10日
九頭竜川	五味川	県管理区域上流端から竹田川合流点まで	河川課	三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	檀ノ木谷川	県管理区域上流端から竹田川合流点まで	河川課	三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	片川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	片川放水路	片川分派点から九頭竜川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	七瀬川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	磯部川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	八ヶ川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	北川	県管理区域上流端から八ヶ川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	日野川	南越前町・越前市境から国土交通大臣管理区域上流端まで	河川課	福井、丹南	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	日野川	広野ダム下流端から南越前町・越前市境まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	底喰川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	赤川	県管理区域上流端から底喰川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	足羽川	蔵向橋から日野川合流点まで	河川課	福井	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	足羽川	持越橋から蔵向橋まで	河川課	福井、丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	足羽川	常安橋から持越橋まで	河川課	丹南	○	○	○	令和2年6月16日
九頭竜川	足羽川	県管理区域上流端から常安橋まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	荒川	左岸 吉田郡永平寺町松岡吉野35字18番1から足羽川合流点まで 右岸 吉田郡永平寺町松岡吉野12字18番1から足羽川合流点まで	河川課	福井	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	古川	県管理区域上流端から荒川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	一乗谷川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	鹿俣川	県管理区域上流端から一乗谷川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	大谷川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	三万谷川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日

九頭竜川	芦見川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	羽生川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	縫原川	県管理区域上流端から羽生川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	計石川	県管理区域上流端から羽生川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	東俣川	県管理区域上流端から羽生川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	上味見川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	野津又川	県管理区域上流端から上味見川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	部子川	上流国土交通大臣管理区域から足羽川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	水海川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	魚見川	県管理区域上流端から足羽川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	東俣川	県管理区域上流端から魚見川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	狐川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	未更毛川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	志津川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	山内川	県管理区域上流端から志津川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	滝波川	県管理区域上流端から志津川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	平尾川	県管理区域上流端から志津川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	江端川	左岸 福井市東大味町40字立石11番地先から日野川合流点まで 右岸 福井市東大味町39字味吉23番地の2地先から日野川合流点まで	河川課	福井	○	○	○		令和1年6月4日
九頭竜川	朝六川	県管理区域上流端から江端川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	高橋川	県管理区域上流端から江端川合流点まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
九頭竜川	浅水川	石切橋から日野川合流点まで	河川課	福井、丹南	○	○	○		令和1年6月4日
九頭竜川	黒津川	県管理区域上流端から浅水川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	鞍谷川	新鞍谷橋から浅水川合流点まで	河川課	丹南	○	○	○		令和1年6月4日
九頭竜川	鞍谷川	県管理区域上流端から越前市粟田部町まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	河和田川	県管理区域上流端から鞍谷川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	血ノ川	県管理区域上流端から河和田川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	天神川	県管理区域上流端から河和田川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	服部川	県管理区域上流端から鞍谷川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	水間川	県管理区域上流端から服部川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	月尾川	県管理区域上流端から鞍谷川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	穴田川	県管理区域上流端から浅水川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	天王川	七郷堰から日野川合流点まで	河川課	福井、丹南	○	○	○		令和1年6月4日
九頭竜川	天王川	県管理区域上流端から七郷堰まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	和田川	県管理区域上流端から天王川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	石田川	県管理区域上流端から和田川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
九頭竜川	近田川	県管理区域上流端から和田川合流点まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日

九頭竜川	越智川	県管理区域上流端から天王川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	織田川	県管理区域上流端から天王川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	吉野瀬川	岡本橋から日野川合流点まで	河川課	丹南	○	○	○	令和1年6月4日
九頭竜川	吉野瀬川	県管理区域上流端から越前市広瀬町まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	吉野瀬川放水路	吉野瀬川分派点から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	河濯川	県管理区域上流端から吉野瀬川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	大塩谷川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	清水川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	牧谷川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	金粕川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	阿久和川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	奥野々川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	田倉川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	鹿森川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	榎谷川	榎谷ダム下流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	木之子谷川	県管理区域上流端から榎谷川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	念佛谷川	県管理区域上流端から木之子谷川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	岩谷川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	黒谷川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	赤谷川	県管理区域上流端から日野川合流点まで	河川課	丹南	○			令和7年6月10日
九頭竜川	馬渡川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	大森川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	芳野川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	五領川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井、三国	○			令和7年6月10日
九頭竜川	永平寺川	永平寺ダム下流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	犀川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	南河内川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	河内川	県管理区域上流端から南河内川合流点まで	河川課	福井	○			令和7年6月10日
九頭竜川	岩屋川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	畝見川	県管理区域上流端から岩屋川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	古川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	皿川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	温川	県管理区域上流端から皿川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	野津又川	県管理区域上流端から皿川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	日谷川	県管理区域上流端から皿川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	宮前川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日
九頭竜川	鹿谷川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○			令和7年6月10日

九頭竜川	東川	県管理区域上流端から鹿谷川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	滝波川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	杉山川	県管理区域上流端から滝波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	暮見川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	浄土寺川	浄土寺川ダム下流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	大蓮寺川	県管理区域上流端から浄土寺川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	三室川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	淀川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	女神川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	真名川	上流国土交通大臣管理区域から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	真名川	笹生川ダム下流端から下流国土交通大臣管理区域まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	清滝川	稲郷橋から真名川合流点まで	河川課	奥越	○	○	○		令和1年6月4日
九頭竜川	清滝川	県管理区域上流端から稲郷橋まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	赤根川	飯降谷川合流点から清滝川合流点まで	河川課	奥越	○	○	○		令和1年6月4日
九頭竜川	木瓜川	県管理区域上流端から赤根川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	日詰川	県管理区域上流端から赤根川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	内川	県管理区域上流端から真名川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	堂動川	県管理区域上流端から真名川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	雲川	県管理区域上流端から下流国土交通大臣管理区域まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	中島鎌谷川	県管理区域上流端から雲川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	巢原川	県管理区域上流端から雲川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	巢原鎌谷川	県管理区域上流端から雲川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	大雲谷川	県管理区域上流端から雲川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	熊河川	県管理区域上流端から雲川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	小沢川	県管理区域上流端から真名川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	上川	県管理区域上流端から小沢川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	蠅帽子川	県管理区域上流端から真名川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	旅塚川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	打波川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	谷間川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	琵琶ノ谷川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	嵐谷川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	亥向谷川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	美濃俣川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	失高沢川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	事小鍋川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	瀬戸谷川	県管理区域上流端から打波川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日

九頭竜川	橋懸谷川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	最尻谷川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	荒島谷川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	シツカカ谷川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	小尾谷川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	大納川	県管理区域上流端から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	石徹白川	岐阜県境から九頭竜川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	智那洞谷川	県管理区域上流端から石徹白川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
九頭竜川	三面谷川	県管理区域上流端から石徹白川合流点まで	河川課	奥越	○				令和7年6月10日
北川	北川	若狭町熊川から下流国土交通大臣管理区域まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	北川	滋賀県境から若狭町熊川まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	江古川	県管理区域上流端から北川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	河川課	小浜	○	○	○		令和1年6月4日
北川	遠敷川	県管理区域上流端から小浜市忠野集落まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	松永川	県管理区域上流端から遠敷川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	野木川	県管理区域上流端から北川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	中川	県管理区域上流端から北川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	杉山川	県管理区域上流端から北川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	鳥羽川	県管理区域上流端から北川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	安賀里川	県管理区域上流端から鳥羽川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
北川	河内川	河内川ダム下流端から北川合流点まで	河川課	小浜	○				令和7年6月10日
大聖寺川	大聖寺川	石川県境から日本海まで	河川課	三国	○				令和7年6月10日
大聖寺川	北潟湖	全域	河川課	三国	○				令和7年6月10日
大聖寺川	観音川	県管理区域上流端から北潟湖まで	河川課	三国	○				令和7年6月10日
高須川	高須川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
三本木川	三本木川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
一光川	一光川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
大味川	大味川	武周湖ダム下流端から日本海まで	河川課	福井	○				令和7年6月10日
玉川川	玉川川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
糠川	糠川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
河野川	河野川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	丹南	○				令和7年6月10日
笹の川	笹の川	敦賀市小河口(小河川合流点)から日本海まで	河川課	敦賀	○	○	○		令和1年6月4日
笹の川	笹の川	県管理区域上流端から敦賀市小河口(小河川合流点)まで	河川課	敦賀	○				令和7年6月10日
笹の川	木の芽川	西谷川合流点から笹の川合流点まで	河川課	敦賀	○		○		令和7年6月10日
笹の川	木の芽川	県管理区域上流端から西谷川合流点まで	河川課	敦賀	○				令和7年6月10日
笹の川	助高川	県管理区域上流端から笹の川合流点まで	河川課	敦賀	○				令和7年6月10日
笹の川	黒河川	J R 小浜線橋横断部から笹の川合流点まで	河川課	敦賀	○		○		令和7年6月10日

笙の川	黒河川	県管理区域上流端から J R 小浜線橋横断部まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
笙の川	五位川	県管理区域上流端から笙の川合流点まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
井の口川	井の口川	三味線川合流点から日本海まで	河川課	敦賀	○	○	○	令和2年6月16日
井の口川	三味線川	県管理区域上流端から井の口川合流点まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
落合川	落合川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
馬背川	馬背川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
太田川	太田川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
耳川	耳川	左岸 三方郡美浜町中寺 1 9 号字石田 2 7 - 3 8 から日本海まで 右岸 三方郡美浜町中寺 2 号字欠頭 4 - 2 から日本海まで	河川課	敦賀	○	○	○	令和1年6月4日
耳川	横谷川	県管理区域上流端から耳川合流点まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
早瀬川	早瀬川	久々子湖吐口から日本海まで	河川課	敦賀	○		○	令和7年6月10日
早瀬川	久々子湖	全域	河川課	敦賀	○		○	令和7年6月10日
早瀬川	浦見川	水月湖吐口から久々子湖まで	河川課	敦賀	○		○	令和7年6月10日
早瀬川	水月湖	全域	河川課	敦賀	○		○	令和7年6月10日
早瀬川	菅湖	全域	河川課	敦賀	○		○	令和7年6月10日
早瀬川	三方湖	堀切川を含み、島の内湖沼を除く全域	河川課	敦賀	○		○	令和7年6月10日
早瀬川	鱒川	左岸 三方上中郡若狭町倉見 2 号辻が鼻 1 9 - 2 地先から三方湖まで 右岸 三方上中郡若狭町成願寺 9 号細ヶ前 2 5 - 1 地先から三方湖まで	河川課	敦賀	○	○	○	令和1年6月4日
早瀬川	高瀬川	県管理区域上流端から鱒川合流点まで	河川課	敦賀	○			令和7年6月10日
南川	南川	左岸 小浜市中井五両森 3 5 字 1 - 1 地先から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下 3 0 字 3 0 番地先から日本海まで	河川課	小浜	○	○	○	令和1年6月4日
南川	南川	左岸 県管理区域上流端から小浜市中井五両森 3 5 字 1 - 1 地先まで 右岸 県管理区域上流端から小浜市中井平野下 3 0 字 3 0 番地先まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
南川	田村川	県管理区域上流端から南川合流点まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
多田川	多田川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
多田川	森川	県管理区域上流端から多田川合流点まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
飯盛川	飯盛川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
本所川	本所川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
佐分利川	佐分利川	田井谷川合流点から日本海まで	河川課	小浜	○	○	○	令和1年6月4日
佐分利川	大津呂川	大津呂ダム下流端から佐分利川合流点まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
子生川	子生川	県管理区域上流端から日本海まで	河川課	小浜	○			令和7年6月10日
関屋川	関屋川	向谷橋から日本海まで	河川課	小浜	○	○	○	令和1年6月4日
関屋川	前川	県管理区域上流端から関屋川合流点	河川課	小浜	○			令和7年6月10日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クスリのアオキ福井二の宮店
福井県福井市二の宮5丁目601番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年2月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,328㎡
- 6 駐車場の収容台数 45台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 40㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 6.5㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時00分
閉店時刻 翌午前0時00分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分まで

- 14 届出のあった日
令和7年5月23日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号
AOS SA5階
福井市商工労働部商工労政課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
縦覧期間
公告の日から4月間
縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。）
- 17 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）バロー福井大和田店
福井県福井市大和田1丁目206番 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社バロー
代表取締役 森 克幸
岐阜県多治見市大針町661番地の1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社バロー

代表取締役 森 克幸

岐阜県多治見市大針町661番地の1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年1月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,926㎡

6 駐車場の収容台数 68台

7 駐輪場の収容台数 60台

8 荷さばき施設の面積 275㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

43.39㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 午後9時30分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時00分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数 4箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

A 荷さばき施設 24時間

B 荷さばき施設 午後10時00分～翌午前8時00分

14 届出のあった日

令和7年5月23日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号

AOS SA 5階

福井市商工労働部商工労政課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。)

17 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定する裁定をしたので同法第41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

1 農地の所在等

番号	所在および地番	地目	面積(㎡)
1	小浜市谷田部83字9番	田	4,838
2	勝山市遅羽町大袋57字97	田	1,281
	勝山市遅羽町大袋58字92	田	1,687

2 農地を利用する権利の内容等

番号	農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(円)
1	令和8年3月31日	10年	50
2	令和7年8月1日	10年	29,680

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16-10

福井県農地中間管理機構

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4 農地の所有者等の情報

番号	所有者
1	的場 治
2	酒井 胆恵

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

風呂仁左衛門、下西源司

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年4月15日福井県告示第233号による。

3 掲示場所

福井県庁およびおおい町役場

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

上馬茂子

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年4月15日福井県告示第234号による。

3 掲示場所

福井県庁およびおおい町役場

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

中川長蔵、東栄蔵、滝川儀孝、西保博、辻常吉、杉田興平、萩原春太郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年4月15日福井県告示第236号による。

3 掲示場所

福井県庁およびおおい町役場

南条土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年5月16日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	澤崎 輝男	南越前町関ヶ鼻13-12-1
〃	高木 長久	南越前町脇本10-39
〃	嶋崎 政信	南越前町阿久和61-40
〃	加藤 幹雄	南越前町東大道26-18
〃	川崎 藤次	南越前町西大道18-18
〃	田中 一治	南越前町東谷15-7
〃	高木 勝彦	南越前町清水14-39-3
〃	嶋崎 俊男	南越前町嶋11-31
〃	奥村 隆雄	南越前町上平吹40-7
〃	中村 沢一	南越前町鋳物師25-25
〃	関 正幸	南越前町牧谷52-7
〃	桂 慶一郎	南越前町牧谷73-11
〃	森 道幸	南越前町上野35-18
〃	高木 久也	南越前町堂宮13-6
〃	岩嵯 和実	南越前町金粕10-10
〃	山本 俊憲	南越前町中小屋80-17
〃	笛吹 巧	南越前町鯖波23-20
〃	山口 達夫	南越前町奥野々31-23
〃	井上 昇	南越前町上別所2-36
〃	赤星 英樹	南越前町湯尾61-2
監事	嶋崎 喜一	南越前町嶋12-10
〃	岩嵯 正治郎	南越前町金粕9-10
〃	嶋崎 義信	南越前町阿久和59-22
〃	山内 正美	南越前町牧谷10-14

南条土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年5月17日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	奥村 隆雄	南越前町上平吹40-7
〃	齋藤 隆男	南越前町関ヶ鼻10-17-4
〃	今村 正之	南越前町脇本14-23
〃	中村 正毅	南越前町東大道33-6-5
〃	川崎 藤次	南越前町西大道18-18
〃	田中 裕治	南越前町東谷20-21
〃	高木 勝彦	南越前町清水14-39-3
〃	嶋崎 健司	南越前町嶋12-2
〃	小川 和彦	南越前町鋳物師21-28-1
〃	関 正幸	南越前町牧谷52-7
〃	清水 一人	南越前町牧谷80-18
〃	森 道幸	南越前町上野35-18
〃	高木 久也	南越前町堂宮13-6
〃	岩崎 和雄	南越前町金粕15-2-4
〃	山本 俊憲	南越前町中小屋80-17
〃	嶋崎 政信	南越前町阿久和61-40
〃	笛吹 巧	南越前町鱒波23-20
〃	山口 達夫	南越前町奥野々31-23
〃	谷口 耕一郎	南越前町上別所34-12
〃	赤星 英樹	南越前町湯尾61-2
監事	嶋崎 喜一	南越前町嶋12-10
〃	中村 収	南越前町鋳物師21-26
〃	藤木 善治	南越前町奥野々31-31-2
〃	山内 正美	南越前町牧谷10-14

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、福井港における臨港地区を指定しようとするので、同法第38条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、利害関係人は令和7年6月24日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

令和7年6月10日

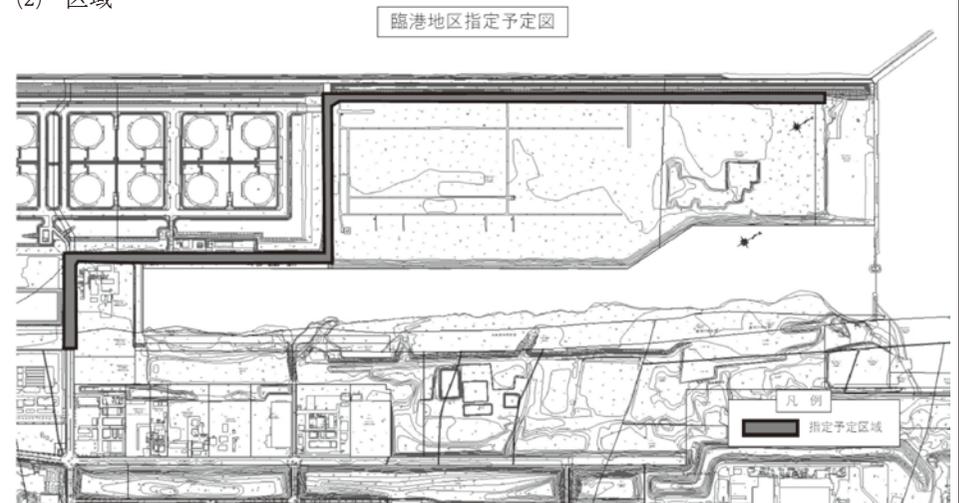
福井港港湾管理者 福井県
代表者
福井県知事 杉本 達治

1 臨港地区の区域

(1) 位置

坂井市三国町黒目30字臨港3番地および坂井市三国町米納津50字臨港9番地、12番地3の地先

(2) 区域



なお、当該図面は、福井県土木部港湾空港課のホームページ上に公開して縦覧に供する。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

（IT）県立学校生徒用タブレット端末購入（教育政策課）

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

タブレット端末 5,310台

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1「仕様書」（以下「入札説明書等」という。）のとおり。

(4) 履行期限

令和8年3月23日（月）まで

(5) 納入場所

入札説明書等のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用

を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等(以下、「申請書等」という。)または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ(福井県庁6階)

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、会計局会計課の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」)に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年6月10日(火)から令和7年6月24日(火)16時00分まで(土、日曜日を除く。)

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、記録されなければならない。申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書および入札内訳書の提出方法

5(2)と同様とする。なお、入札説明書別紙様式7「入札内訳書」を添付すること。

(2) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和7年7月22日(火)8時30分から17時00分

令和7年7月23日(水)8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時

令和7年7月24日(木)10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課

電話 0776-20-0766

メールgakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について

（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛てに提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）

gakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

11 Summary

(1) Nature and quantify of the service to be required

Purchase of tablet devices for prefectural school students 5,310 units

(2) Date, time of Bidding

8:30A.M. 22nd July 2025 - 4:00P.M. 23rd July 2025

(3) Date, time of bid opening

10:00A.M. 24th July 2025

(4) Deadline for delivery

23rd March 2026

(5) The place for delivery and Contact for notice

Fukui Prefectural Board of Education, Education Policy Division, Education DX Promotion Office17-1 Ote 3-chome, Fukui City, Fukui Prefecture

0776-20-0766

gakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
福井県若狭湾エネルギー研究センター電子プローブマイクロアナライザー購入（エネルギー課）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県エネルギー環境部エネルギー課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月21日
- 4 落札者の名称および住所
丸文通商株式会社 福井支店
福井県福井市和田中2丁目907
- 5 落札金額
58,840,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年4月8日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月10日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
別表第2（第50条関係） 1 病院 <table border="1"><thead><tr><th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般財団法人今立中央病院</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>医療法人林病院</u></td><td><u>越前市府中1丁目3番5号</u></td></tr><tr><td>坂井市立三国病院</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> 2～5 (略)	指定病院等名	指定病院等所在地	(略)	(略)	一般財団法人今立中央病院	(略)	<u>医療法人林病院</u>	<u>越前市府中1丁目3番5号</u>	坂井市立三国病院	(略)	(略)	(略)	別表第2（第50条関係） 1 病院 <table border="1"><thead><tr><th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>一般財団法人今立中央病院</td><td>(略)</td></tr><tr><td>坂井市立三国病院</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> 2～5 (略)	指定病院等名	指定病院等所在地	(略)	(略)	一般財団法人今立中央病院	(略)	坂井市立三国病院	(略)	(略)	(略)
指定病院等名	指定病院等所在地																						
(略)	(略)																						
一般財団法人今立中央病院	(略)																						
<u>医療法人林病院</u>	<u>越前市府中1丁目3番5号</u>																						
坂井市立三国病院	(略)																						
(略)	(略)																						
指定病院等名	指定病院等所在地																						
(略)	(略)																						
一般財団法人今立中央病院	(略)																						
坂井市立三国病院	(略)																						
(略)	(略)																						

附 則

この告示は、令和7年6月10日から施行する。

監査委員告示

福井県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第1項の規定に基づく協議が調ったので告示する。

令和7年6月10日

福井県監査委員 大森 哲男
同 笹原 修之
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名および住所

氏名	住所
上坂 誠和	福井市春山2-12-18
藤井 宏澄	鯖江市定次町128
竹内 志帆	鯖江市片山町3-51
寺尾 忠佳	越前市小野町52-24
岩永 憲治	福井市田原2-28-9

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

令和7年6月10日から令和8年3月31日まで

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第55号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項および福井県少年指導委員運営規程（平成18年福井県公安委員会規程第12号）第5条第4項の規定により、少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域ごとの氏名および連絡先を次のとおり公示する。

令和7年6月10日

福井県公安委員会
委員長 禿 了修

配置警察署	活動区域	人員	氏名	連絡先
福井警察署	福井警察署管内	15人	伊尾 慶市	福井市開発5丁目103-1 福井警察署 生活安全課 電話(0776)52-0110
			岩堀 立	
			上田 弓子	
			岡本 靖典	
			櫃尾 輝之	
			重田 純美	
			島津ひろみ	
			西村 長三	
			廣岡佐代子	
			藤田 光邦	
			堀江 由隆	
			松島 紀生	
			水口 尊	
			森本利枝子	
山岸 捷夫				
福井南警察署	福井南警察署管内	4人	内藤 富博	福井市江守中町6-18-2 福井南警察署 生活安全課 電話(0776)34-0110
			永田 春男	
			野路 隆一	
			山崎 孝一	
大野警察署	大野警察署管内	2人	荻野由香理	大野市友江11-7 大野警察署 刑事生活安全課 電話(0779)65-0110
			田中九一郎	
勝山警察署	勝山警察署管内	2人	神下さおり	勝山市滝波町4丁目402 勝山警察署 刑事生活安全課 電話(0779)88-0110
			廣瀬 隆幸	
あわら警察署	あわら警察署管内	2人	奥中 秀尚	あわら市井江葎35-103 あわら警察署 刑事生活安全課 電話(0776)73-0110
			齊藤 洋一	
坂井警察署	坂井警察署管内	3人	竹内美嘉代	坂井市丸岡町笹和田2-9-1 坂井警察署 刑事生活安全課 電話(0776)66-0110
			八木 孝子	
			山田 孝治	
坂井西警察署	坂井西警察署管内	2人	澤崎 茂	坂井市三国町緑ヶ丘4丁目15-40 坂井西警察署 刑事生活安全課 電話(0776)82-0110
			篠崎 謙一	
鯖江警察署	鯖江警察署管内	5人	河崎 淳一	鯖江市下河端町202

			河原 和代 瀬戸川信之 高野 智仙 八幡雄一郎	鯖江警察署 生活安全課 電話(0778)52-0110
越前警察署	越前警察署管内	5人	朝倉 英一 上田 達也 片山 伸一 河嶋 衛 内藤 都	越前市日野美2丁目33 越前警察署 生活安全課 電話(0778)24-0110
敦賀警察署	敦賀警察署管内	7人	小澤 長裕 桑名 伸次 谷田真由美 増田 聡 森田 早苗 山口 広行 山本 吉男	敦賀市木崎12-18-1 敦賀警察署 生活安全課 電話(0770)25-0110
小浜警察署	小浜警察署管内	3人	河原 和夫 田中 誠治 松原美智子	小浜市遠敷9-11-1 小浜警察署 刑事生活安全課 電話(0770)56-0110

